別紙様式第十号第２の表中「リース投資資産」を「金融商品等差入担保金リース投資資産」に、「リース債務」を「金融商品等受入担保金リース債務」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この命令は、平成二十五年三月三十一日から施行する。

（経過措置）

2　この命令による改正後の労働金庫法施行規則別紙様式第二号、別紙様式第六号、別紙様式第九号及び別紙様式第十号は、平成二十五年三月三十一日以後に終了する事業年度に係る書類について適用し、同日前に終了した事業年度に係る書類については、なお従前の例による。

○農林水産省令第四号

農林中央金庫法（平成十三年法律第九十三号）第三十五条第一項（同法第九十五条において読み替えて準用する場合を含む。）及び第八十条第三項の規定に基づき、農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令を次のように定める。

平成二十五年三月二十八日

内閣総理大臣　安倍　晋三
農林水産大臣　林　芳正

農林中央金庫法施行規則の一部を改正する命令

農林中央金庫法施行規則（平成十三年農林水産省令第十六号）の一部を次のように改正する。

別紙様式第二号及び別紙様式第六号中「金融派生商品リース投資資産」を「金融派生商品等差入担保金リース投資資産」に、「金融派生商品リース債務」を「金融派生商品等受入担保金リース債務」に改める。

別紙様式第八号第１の15を次のように改める。

15　単体自己資本比率の状況

信用リスク・アセット算出手法	

（単位：百万円）

項目	当期末		前期末	
		経過措置による不算入額		経過措置による不算入額
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目				
普通出資に係る会員勘定の額				
うち、資本金及び資本剰余金の額				
うち、利益剰余金の額				
うち、外部流出予定額（△）				
うち、上記以外に該当するものの額				
評価・換算差額等及びその他公表準備金の額				
公的機関による資本の増強に関する措置に係る経過措置（自己資本比率改正告示附則第４条第１項）により普通出資等Tier１資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額				
普通出資等Tier１資本に係る基礎項目の額　(イ)				
普通出資等Tier１資本に係る調整項目				
無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものを除く。）の額の合計額				
うち、のれんに係るものの額				
うち、のれん及びモーゲージ・サービシング・ライツに係るもの以外のものの額				
繰延税金資産（一時差異に係るものを除く。）の額				
繰延ヘッジ損益の額				
適格引当金不足額				
証券化取引に伴い増加した自己資本に相当する額				
負債の時価評価により生じた時価評価差額であって自己資本に算入される額				
前払年金費用の額				
自己保有普通出資（純資産の部に計上されるものを除く。）の額				
意図的に保有している他の金融機関等の普通出資の額				
少数出資金融機関等の普通出資の額				
特定項目に係る10％基準超過額				
うち、その他金融機関等に係る対象資本調達手段のうち普通出資に該当するものに関連するものの額				
うち、無形固定資産（モーゲージ・サービシング・ライツに係るものに限る。）に関連するものの額				
うち、繰延税金資産（一時差異に係るものに限る。）に関連するものの額				